

確認しておきたい食品表示

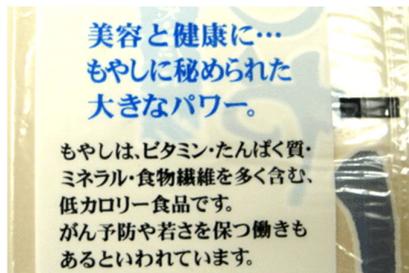


パッケージデザインやECサイトでの注意

- 効能効果は表示してもいいの？

Q 「〇〇に効く」等と、効能効果の表示することのできるのどちらでしょう？

①商品表示



②インターネット



答え

○ どちらも表示できない



効能効果の表現は、医薬品と一部の定められた食品にしか表示できません。

食品に医薬品的な効能効果の表示を行うことは、薬機法でも禁止されています。

健康の保持増進効果についての 虚偽・誇大広告等の表示の禁止

健康の保持増進の効果等について、著しく
事実に相違する、著しく人を誤認させるよう
な広告等を禁止しています。

趣旨

健康増進効果に関する虚偽・誇大広告が行われた場合、これを信じた消費者が適切な診療を怠って、健康保持の観点から重大な支障が生じるため。

146

食品と機能性表示



147

機能性表示ができる食品

特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

148

コロナ予防に！ 医薬品医療機器等法違反の恐れ



未承認のサプリに“感染予防に効果”と広告会社を書類送検

2020年3月31日 12時38分 [新型コロナウイルス](#)

医薬品の承認を受けていないサプリメントについて、新型コロナウイルスの感染予防に効果があるとする広告を出していたとして東京 千代田区の健康食品会社が書類送検されました。

消費者の不安に
付け込んだ悪質な
商法で書類送検

広告に科学的根拠はあると思っていたが、違法だという認識はあった。反省している。

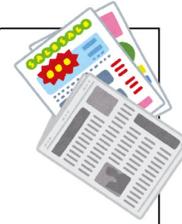


ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho
フェイスブック https://www.facebook.com/caa_shohishacho

149

健康増進効果に関する虚偽・誇大広告の対象となる広告

- ① 商品の容器、包装及び添付した文書
- ② 見本、チラシ、パンフレット、POP 等
- ③ ポスター、看板、アドバルーン、陳列物 等
- ④ 新聞、雑誌、TVなどの広告
- ⑤ ホームページ、インターネット



150

規制対象となる表示表現

- ① 疾病の治療、予防
 - ・ガンが治ります・高血圧、動脈硬化の予防に
 - ② 身体機能の増強、増進
 - ・疲労回復 ・老化防止 ・免疫機能の向上
 - ③ 特定保健の用途に適する旨
 - ・本品は血圧が高めの方に適しています
 - ④ 栄養成分の効果
 - ・カルシウムは歯や骨の形成に必要な栄養素です
 - ⑤ 美容効果
 - ・肌に潤いを与えます ・美しい理想の体形に
- など

151

その他の規制対象となる表示表現

健康増進効果を間接的に表現した場合

- ① **キャッチフレーズ等により表示**
 - ・スーパーダイエット〇〇
- ② **含有成分の説明により表示**
 - ・脂肪燃焼効果があるアミノ酸を配合
- ③ **起源・由来等の説明により表示**
 - ・古来から疲労回復の生薬として用いられています
- ④ **新聞、雑誌、学説等の引用により表示**
 - ・ダイエット効果が〇〇テレビで放送されました

152

表示禁止事項に関わる法律

消費者にとって優良誤認や有利誤認など不利益になる表示、
原産国に関する不当な表示、
誤解を招く表示(他に表示されている事項と矛盾する用語の表示など)、
医薬品的な効能効果の表示、
公正な競争を阻害するような表示 など
については、関係法令によって表示が規制されています。

153

法令で禁止される主な内容

主な法規	禁止される表示
景表法	優良誤認表示、有利誤認表示、公正取引委員会が指定する不当表示
薬機法	食品に対する医薬品的な効能効果の表示
健康増進法	食品に対する健康の保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等
食品表示法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある表示等の規制については、虚偽誇大な表示・広告の禁止

154

食品表示基準の表示禁止事項

一般用加工食品の横断的表示、個別表示、推奨表示及び任意表示に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を容器包装に表示することはできません。

1. 実際のものより著しく「優良又は有利であると誤認させる用語」
2. 横断的表示及び個別表示の規定で「表示すべき事項の内容と矛盾する用語」
3. 乳児用規格適用食品以外の食品への「乳児用規格適用食品である旨を示す用語」又は「これと紛らわしい用語」
4. 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品以外の食品への、その食品の原材料である対象作物に関し「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を示す用語」
5. 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品への、「当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語」
6. 産地名を示す表示であって「産地名の意味を誤認させるような用語」
7. ナトリウム塩を添加している食品にあっては「ナトリウムの量」
8. 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語
 - a. 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - b. 届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語
(規定された栄養成分又は熱量の補給ができる旨や適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除く)
 - c. 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
 - d. 別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

155

食品表示基準の表示禁止事項

9. 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語
 - a. 別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - b. 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
10. 保健機能食品以外の食品への「保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」
11. 牛乳以外の「屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示」
12. 等級のある日本農林規格の格付対象品目で、等級の格付が行われた食品以外のものへの「等級を表す用語」
13. その他「内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」

このほか、食品表示基準では「個別の食品に対して定めた表示禁止事項」があります。

容器包装に表示する内容は、表示禁止事項にも注意してください。